

## 役職員行動指針

(平成25年3月31日策定)

機構の使命は、内外の労働問題や労働政策について総合的な調査研究・情報収集を行うとともに、その成果を活用した政策担当者等への研修を実施することで、労働政策の立案やその効果的・効率的な推進に寄与することです。

こうした使命を果たすために、役職員一同が取るべき行動を以下のとおり定めました。

機構は、役職員一人ひとりが自己に課せられた業務目標の達成に向け、自覚と責任をもって業務に取り組み、かつ、成果を出していく上で、以下の定めを誠心誠意実践することを徹底します。

- ・ 組織が果たすべき社会的責任を自覚し、常に法令や規程、公正な社会的ルールを遵守するとともに、高い倫理観と良識を持って行動します。
- ・ お互いの人権や多様な価値観を尊重し、積極的なコミュニケーションを心掛けることで、一人ひとりが個性を発揮できる環境の形成・維持に努めます。
- ・ 常に自己研鑽に励むとともに、業務目標の達成に向け、自らの能力を最大限発揮するよう努めます。

## 役職員行動指針

(平成25年3月31日策定)

機構の使命は、内外の労働問題や労働政策について総合的な調査研究・情報収集を行うとともに、その成果を活用した政策担当者等への研修を実施することで、労働政策の立案やその効果的・効率的な推進に寄与することです。

こうした使命を果たすために、役職員一同が取るべき行動を以下のとおり定めました。

機構は、役職員一人ひとりが自己に課せられた業務目標の達成に向け、自覚と責任をもって業務に取り組み、かつ、成果を出していく上で、以下の定めを誠心誠意実践することを徹底します。

- ・ 組織が果たすべき社会的責任を自覚し、常に法令や規程、公正な社会的ルールを遵守するとともに、高い倫理観と良識を持って行動します。
- ・ お互いの人権や多様な価値観を尊重し、積極的なコミュニケーションを心掛けることで、一人ひとりが個性を発揮できる環境の形成・維持に努めます。
- ・ 常に自己研鑽に励むとともに、業務目標の達成に向け、自らの能力を最大限発揮するよう努めます。